

2020年12月8日

経済産業大臣  
梶山弘志 様

## お願い

一般社団法人グリーンコープでんき  
代表理事 熊野千恵美

前略、12月2日に資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室政策課 室長補佐様から当社藤本専務宛にいただいたご連絡の報告を受けました。受けて、以下のお願いを申し上げます。よろしくご理解とお取扱いをお願いいたします。

### 一. いただいたご連絡について、つぎのとおり報告を受けています。

去る9月29日の資源エネルギー庁訪問意見交換記録について、室長補佐様へ、10月8日に点検校正を依頼していましたが、その後返答がなかったため、11月19日に進捗確認のメールをお届けしてしました。本日12月2日（水）13:30室長補佐様より小職あてお電話があり、以下の内容でした。

「ご依頼の件、検討させていただいたが、現在訴訟に入っているため、記録校正等のやり取りについてはご容赦いただきたい。ご返事が遅くなって申し訳ありませんが、こちらの検討の結果としてご連絡させていただいた。」とのことでした。私から「貴庁のご判断とご回答、承りました。」とだけお伝えし、電話を終えました。

藤本

### 二. 貴省は二つの点で考え違いをされていると思います。

貴省はつぎの二点で考え違いをされていると思います。

- (1) 裁判を受ける権利はだれにもあります。その裁判を理由に、当事者として約束していたことをしないのは良くないことです。まして、貴省は公権力の一部としての行政権を行使する公僕の一員です。これまでどおり、話しあった記録をきちんと双方が確認して残せるように、再考してほしいと思います。

(なお、貴省がこれだけ多く疑問がある託送料金への2つの負担金上乗せを思い止まってくれなければ裁判でしか問えなくなるということは、本年1月と7月の訪問意見交換時に申しておりました。)

- (2) 裁判は今回の貴省の行政行為が適正か否か法律上争いますが、その根元にあったのは、今回上乗せが決められた賠償負担金と廃炉円滑化負担金の中味が新電力事業者や国民にとって理解と納得のできるものかを確かめる作業です。そしてそれは、貴省自らが何度も「この措置はとても例外的なことであり、国民にいていねいに説明して理解を得ないといけない」とくりかえされたようなことです。それで私たちは三年近く貴省に尋ね、説明を受けた記録を公開してきました。これは本来貴省がせねばならぬようなことです。私たちの力はかぎられていますが、最

小限の情報公開です。それを押し留めるようなことはやめてほしいと思います。

### 三. あらためてお願いをします。

二点をお願いします。何とぞ再考いただき、適えてくださるようお願いいたします。

(1) 本年9月29日の訪問意見交換記録の校正をあらためてお願いします。

(2) 本年9月29日の終了時に、当日時間切れで応答いただけなかった私たちからの質問（9月25日付け『9月29日の意見交換に向けて』の22項目のうち当日説明いただけなかったもの）への応答を後日いただくことをお願いしていました。これについて、口頭もしくは書面にいただけるようお願いいたします。

以上のお願いへのご回答を本年12月25日（金）までにいただけるようお願いいたします。

草々